返　　還　　計　　画　　書

　　　　　　年　　　月　　　日

東京都社会福祉協議会会長　様

（申請者）

住所　〒　　　－

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　℡　　　　　　－　　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　借受人との関係

下記のとおり介護福祉士等修学資金を返還したく、申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸付番号 |  | 借受人氏名 |  |
| 返還事由発生年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | |
| 返還事由  ＊該当事由に  ○をつける | １　貸付契約が解除された  ２　東京都内で介護職員等の業務に従事する意思がなくなった  ３　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった  ４　その他 | | |
| 説明  ＊具体的に |  | | |
| 返還額 | 円 | | |
| 返還期間 | 年　　　　月　　～　　　　年　　　　月（　　　　ヶ月） | | |
| 返還方法 | 返還方法 | ①月賦　②半年賦　③その他（　一括　・　 　　） | |
| １回の返還額 | 円　（初回　　　　　　円） | |
| 連帯保証人記入欄 | 住所 〒　　　－  氏名　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　　－　　　　－ | | |

＊均等払いによる返還を希望される場合は「預金口座振替依頼書」もご提出ください。

＜返還理由＞　東京都社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業規則より

（返還）

第12条　本事業による貸付けを受けた者が、（１）アからエまでのいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その事由が生じた日の属する月の翌月から（２）に規定する返還期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を（３）に規定する返還方法で返還しなければならない。

（１）返還対象事由

ア　貸付契約が解除されたとき。

イ　介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は東京都の区域内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

ウ　東京都の区域内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

エ　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（２）返還期間

エ　離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

16月以内に返還しなければならない。

（３）返還方法

月賦、半年賦又は年賦の均等払いの方法によるものとする。ただし、本事業による貸付けを受けた者が一括でその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。